

令和 7 年江南市教育委員会 7 月定例会会議録

開催年月日 令和 7 年 7 月 3 日（木）

場 所 江南市防災センター 災害対策本部会議室

出席委員	教 育 長	高 田 和 明
	教育長職務代理者	藤 田 佐知子
	委 員	山 田 茂 美
	委 員	岩 田 正 武
	委 員	後 藤 鎮 全

説明のため出席した職員

教育部長	松 本 朋 彦
教育課長	仙 田 隆 志
教育課管理指導主事（統括幹）	長 岡 晃 臣
学校給食課長	堀 尾 道 正
生涯学習課長兼少年センター所長	藤 田 明 恵
スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	稲 波 克 純
子育て支援課長	長谷川 崇

事務局職員	教育課主幹	源 内 隆 哲
	教育課主任	平 田 千 明

傍 聴 者 数 0 名

議 事 日 程

日程第 1	会議録署名者の指名
日程第 2	教育長諸案件報告
日程第 3	議案 第 43 号 学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額に関する要項の一部改正について 第 44 号 江南市少年センター少年補導委員の委嘱について 第 45 号 江南市新学校給食センター整備等事業における教育財産の取得について
日程第 4	報告事項 1. 江南市議会 6 月定例会の一般質問等について 2. 学校給食における飲用牛乳の減額制度の申請について 3. 専決による江南市教育委員会の後援名義使用承認につ

いて

4. 市教育委員会事務局各課行事予定について

午前 9 時 00 分 開会

○教育長 ただいまから、教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

△日程第 1 会議録署名者の指名

○教育長 日程第 1、会議録署名者には、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、
教育長において、岩田正武さん、後藤鎮全さんを指名いたします。

△日程第 2 教育長諸案件報告

1 いじめ重大事態について

- ・ 第三者委員会「江南市いじめ問題調査委員会」による再調査

2 学校訪問＜前期＞について

- ・ 5 月 22 日（木）西部中学校から 6 月 26 日（木）布袋北小学校まで

3 人事（6/4～7/3）

- ・ 出産休暇／産休補充 療養休暇／療休補充（非常勤講師）

4 その他

- 議会一般質問より主なもの（学校関係）
 - ・ 学校施設の適正配置・統廃合について
 - ・ 教育支援センターについて
 - ・ 教員の負担軽減について
 - ・ 児童生徒の学習者用端末のフィルタリング対策について
 - ・ キャリア教育の推進について

- ・ 小学校における夏季休業期間前の臨時休業日について
- ・ 民間プールの活用／学校プールについて
- ・ 脳髄液減少症について

- 江南市運動部活動の地域展開に関する推進委員会 7月 4日（金）
- 小学生平和教育研修派遣事業結団式 7月17日（木）
- 藤の花給食センター記念式典・内覧会 7月18日（金）
- 平和記念戦没者追悼式 8月 8日（金）
- いじめ・不登校対策協議会 8月 8日（金）
- 夏季休業中の学校閉校日 8月10日（日） から 8月16日（土）まで
- 総合教育会議 8月12日（火）
- 国際交流フェスティバル 8月17日（日）
- 教育委員会点検評価会議 8月19日（火）
- 藤の花給食センター見学会・試食会 8月28日（木）

△日程第3 議案第43号 学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額に関する要項の一部改正について

- 教育長 日程第3、議案に入ります。議案第43号、学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額に関する要項の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

（学校給食課長 資料に基づき説明）

- 教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。
- 山田委員 様式第2の対応期間の記入方法が変わることについて、ご説明をいただきました。今までの様式では、年度管理ということでしたので、管理が非常にやり易かったのではないかと思います。新しい様式では、保護者が申請する場合に、年度ではなく長期を見込んでいる方が、例えば6年生までなど、ある程度見込みを持ってご自身の判断で記入ができるようになるため、1つメリットであると思います。ただし、管理体制の面から見ると、期間がそれぞれに変わるため、保護者が申請していたことを忘れてしまうことも考えられます。そのあたりの管理を、今後どうされるのか。例えば、期間の末日が近づいた場合にお伺いの文書が出るのか、それとも、あくまでも保護者の自己管理になるのか、お聞かせください。
- 学校給食課長 基本的には、年度の管理でいきたいと考えております。来年度から新しくアレルギーの対応ということで、9月から豆乳の提供が開始になります。豆乳が飲める生徒の方には牛乳の減額は、1学期までとなります。今までですと、牛乳が飲めない方が新学年の始まる前に申請され、市が年度末に減額を認めていました。それが、アレルギー対応ということで、豆乳が飲める児童生徒については、この1学期までとなりますことから、減額制度の対象の期間を、区切

らなければならぬため、様式を変更しました。引き続き牛乳も豆乳も飲めない方に関しましては、新たな様式で基本的には年度末の期間で申請を出していただき、許可することを考えています。

○山田委員 わかりました。例えば、2年生の児童が乳アレルギーがあるため、申請をする時に、治る見込みがないので6年生の終わりまで申請ができるのかと思ったのですが、基本的には年度単位で毎年の申請をしていただく想定であるのですね。

○学校給食課長 基本的には年度単位と考えています。

○山田委員 この様式からは、読み取ることができませんでしたので、保護者がこの様式を見た際にどのようにご理解をされるかという懸念があります。どのような趣旨で記入いただくのかを正確に保護者に伝達できるような形で進めていただきたいと思います。

○教育長 年度を跨いでの申請ができるのか、或いは年度に限っているのかが非常に読み取りにくいということで、ご指摘をいただいたところです。その点について、学校給食課長よろしいですか。

○学校給食課長 我々としては、年度単位での申請を基本と考えておりました。

○山田委員 きちんと保護者に対して伝達していただける形であれば問題はございませんので、お願いいたします。

○学校給食課長 ありがとうございます。

○教育長 周知方法については再度、検討していくということでご意見をいただきました。

○藤田委員 先ほど豆乳の説明がありましたが、豆乳が飲める児童生徒がいれば、年度途中から豆乳に切り替えることについて、保護者に周知することはあるのでしょうか、教えてください。

○学校給食課長 豆乳に関しての説明につきましては、本日の報告事項の2番で飲用牛乳の減額制度の申請についての資料がありまして、こちらを学校が保護者に対して説明を行ってまいります。

○藤田委員 それはアレルギーをお持ちのお子さんがある保護者に向けての説明になるのか、それとも全体に向けてですか。

○学校給食課長 乳アレルギーの児童生徒の保護者に対する説明の際にこの資料を用いて豆乳の提供があることを説明してまいります。

○藤田委員 では、あくまでもアレルギー対応ということでよろしいですね。例えば、牛乳は苦手だが豆乳の方がいいという児童生徒は対象外ということになるのですね。

○学校給食課長 趣向によっての選択はできません。

○藤田委員 わかりました。

○岩田委員 アレルギーの申請者は、現在何人ぐらいいるのですか。

○学校給食課長 60人程度おられます。

○岩田委員 豆乳の件はよくわかりました。対応期間は本当に必要なのでしょうか。おそらく記入例を作成すると思いますので、その辺を誤解のないようにしていただきたいと思います。アレルギーが治るようなことはあまりないと思いますので、その辺は十分説明していただく必要があると思います。

○学校給食課長 はい、ありがとうございます。

○岩田委員 実際に牛乳と豆乳というのは、代替になるものなののでしょうか。エネルギーの問題などはどうでしょうか。

○学校給食課長 全く同じとは言えませんが、同等のものとして提供しております。

○岩田委員 牛乳に含まれているカルシウムなどいろいろあると思いますが、その辺は豆乳では補えない部分があると思いますが、豆乳である程度代替できるという認識のもとにスタートするということによろしいですか。

○学校給食課長 そのとおりです。

○岩田委員 値段的にはどうでしょうか。

○学校給食課長 保護者に対しては同じ値段で提供できます。

○山田委員 先ほどの対応期間を記入するところで、ご説明をいただきましたが、令和8年の9月からアレルギー対応食が本格的に開始されます。開始する初年度については、年度の途中から始まるので、今回の書き方が必要ということでしょうか。

○学校給食課長 そのとおりです。年度の途中であることを考慮した改正内容です。

○山田委員 そうしますと、その次の令和9年度からは、この何年のいつから何年のいつまで、という書き方は必要ではなく、今まで通り従来の書き方でも問題はないという認識でしょうか。

○学校給食課長 期間としてはその年の年度末までと考えております。

○山田委員 令和8年度のみ、開始する9月から対象で、令和9年度からは年度を通して対象という認識ですね。その部分がわかりやすいように明記していただければと思いますので、お願いいたします。

○藤田委員 先ほどアレルギーではなくても、豆乳に切り替えることができるかの延長ですが、牛乳を飲むとお腹が痛くなってしまう、アレルギーではないけれどもお腹を下してしまう子がいるので、豆乳に切り換えたい場合のパターンはどうでしょうか。

○学校給食課長 本日の報告事項2番の飲用牛乳の減額制度の申請についての資料に書いてありまして、表の2番目に食物（乳）アレルギー以外の疾患により、飲用牛乳を飲むことができないお子様で調整豆乳が飲める方に関しては診断書等を提出いただくことによって、減額制度の対象にはならず、豆乳を飲んでいただくことになります。

○藤田委員 わかりました。

○教育長 報告事項2番の飲用牛乳の減額制度の申請については、関連がありま

すので、説明を加えていただけますか。

(学校給食課長、報告事項2番(別添参照)について説明)

○教育長 関連がありましたので、報告事項ではありますが、説明をしていただきました。今の減額制度を踏まえて、今一度、議案について審議をいただければと思います。

○藤田委員 表の2段目の先ほどのご説明にあったものですが、この資料がアレルギー対応が必要な児童生徒の保護者への説明、配布されるということは、アレルギーではない児童生徒に対しての説明が抜けていることにはなりませんか。

○学校給食課長 現在、飲用牛乳の減額制度を利用されている方に向けての説明のときに、今後こういう対応を考えていることを説明してまいります。

○藤田委員 そうのことですね。わかりました。

○山田委員 ご説明いただきました報告事項2番の内容は、文書の日付が7月3日になっていますので、その日程で配布予定ということですか。

○学校給食課長 そのとおりです。本日の教育委員会が終わりまして、学校に確認しましたところ午後から説明会があると聞いておりますので、間に合うように考えております。

○山田委員 わかりました。

○教育課長 補足ですが、報告事項2のお知らせについては、来年、入学される新1年生に向けた、文章だと聞いております。就学時健診の封筒の中に入れていただいて、本年度実施するアレルギー対応食のモデル校の方に対して、周知をする文書と聞いています。新1年生の保護者さんに周知をするという意味で、この時期に配布をする。代替食自体は、ここに記載してある通り、令和8年9月からのアレルギーの代替食を開始するということなので、それを踏まえて、モデル校で実証していく。小学校新1年生の保護者に向けての文章ということで配布していくと聞いています。例えば、アレルギー以外の疾患っていうのは、急になったりするので、全児童生徒の保護者に対して周知したほうがいいのではないかと思います。

○学校給食課長 この書類というのはアレルギーの対象に現在なっている方はもちろん、基本的には全児童生徒に対して、届くようにしてまいりたいと考えております。

○教育長 いいですか、ちょっと整理が必要な状況ですが。

○山田委員 今までの話からしますと、今回ご説明をいただいています報告事項2の書類は、新1年生に向けても配布する予定です。そしてモデル校として、スタートしている学校か何校かありますので、そのモデル校に対しては、事前にその減額制度を利用している保護者向けに、お配りをして説明していく予定ですので理解は合ってますでしょうか。新1年生全員に配るのであれば、当然、全ての児童生徒にも配らないと不公平感が出てしまうので、そこは統一した方が良いのではないかと思います。

○教育長 所謂このお知らせを、どの範囲に配布するのか、山田委員がおっしゃ

った不公平感のないように、どこまでを対象として配るのかということについて検討いただきたいという意見だと思います。

○学校給食課長 わかりました。ただ今ご指摘いただきましたことを、差がないような対応をしてまいりたいと思います。

○岩田委員 様式第2の決定通知書というのは、全校に配布するんですね。それともモデル校だけですか。

○学校給食課長 全校の児童生徒が対象です。

○岩田委員 令和8年9月からの話を今するのですか。

○学校給食課長 アレルギーを持っている方たちは、年間を通して診断を受けており、その診断が割と早い時期に予約をして、先生に診断を変えてもらって、来年の9月に向けての対応を準備していかなければならないため、新年度に入ってから、この書類を出しては9月に間に合わないような状況があると聞いております。

○岩田委員 7月3日付けの報告事項2の文章は、モデル校だけに配るのですか、それとも全員に配るのですか。

○学校給食課長 私が聞いたのは、疾患がある方に対してまず説明をするということでありましたけれども、今後、急にアレルギーなどの症状が出るかもしれないということですので、時期を見て、江南市の考え方をお示ししたいと考えております。

○教育長 確認をします。アレルギー対応食のモデル校は、まず今年度に古知野東小学校で2月に実施します。2月から1ヶ月間実施し、豆乳も出す予定にしています。従って、まずは古知野東小学校で、先導的に豆乳もそうですが、代替食等の出し方そのものを1回ルートなども確認する上でモデル校として実施します。さらに検証したところをより広めて中学校でも実施するということで、来年の4月になったところでは、古知野中学校も含めて数校においてさらに検証をしていく。そしてその検証結果の中で明らかになってきたマニュアルをもとに、9月から本格実施をしていくという流れになってきます。まずモデル校については、新給食センターでの代替食の提供がスムーズに行えるように実証をしていく。その際に、豆乳についての提供の話に戻ってしまうのですが、現行のこの制度ですと、年度当初のところで、4月から3月末までのところで制度を保護者の方には通知をしているわけですね。そうするとその方にとって、途中で豆乳の代替食を出すということになったときに、この通知と齟齬が起きてしまう。所謂、代替のところでできるのに、豆乳を飲むような場面も出てきてしまう。その齟齬をなくすためには、今後何が起きるかわからないので、この通知については、何年何月何日から何月までという通知に書き換えておけば、いろんなことに対応できるということで、今回のこの提案がなされております。まずそこはご理解をいただけたところだと思います。次に、モデル校だけではなく、アレルギーを持っているお子さんに対しての、安全安心な給食を提供するときに、学校は4月の段階で、学校給食が始まるまでに、保護者の方と今年の給食をどうしますかということを入念

に打ち合わせをしながら、実際に進めていきます。そのために、新入学のお子さんについては、就学時健診時に配布をしながら準備をしているわけですが、それと併せて今回、全体に周知をしていく。今アレルギーで困って見えるお子さんもいるわけですし、その方たちには事前に周知をして、準備をする期間が必要であるからということで、今回この7月3日付で、ちょうど保護者会を学校が行う時期でありますので、その前の段階で通知をしていけば、来年度に向けて保護者の方の意向をこの書類を基に確認することができるため、このタイミングで通知を出すことを学校給食課の方が動いているとご理解をいただけるといいかなと思います。よろしかったでしょうか。

○後藤委員 報告事項2の案内文書ですが、内容からすると、モデル校については、別の文書を用意する必要があるのではないかと思います。同じものではやはりまずいかなと思います。

○教育長 今回、この教育委員会定例会の中にはお示しできていませんが、モデル校についても、委員のご指摘があったように、文書を別枠で作成し、その主旨やモデル校であるということも含めて、周知をしていく必要がありますので、その準備を進めているところであるとお理解いただければと思います。学校給食課長よろしかったでしょうか。

○山田委員 今のご説明の中で、報告事項2の保護者各位への減額制度の申請についてのお知らせは、全児童生徒の保護者に配布されるという認識でよろしいですか。

○学校給食課長 そのようになります。

○山田委員 わかりました。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第43号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号 江南市少年センター少年補導委員の委嘱について

○教育長 続いて、第44号、江南市少年センター少年補導委員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(生涯学習課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第44号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 45 号 江南市新学校給食センター整備等事業における教育財産の取得について

○教育長 続いて、第 45 号、江南市新学校給食センター整備等事業における教育財産の取得についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(学校給食課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第 45 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を一部修正の上、可決されました。

△日程第 4 報告事項

- 1 江南市議会 6 月定例会の一般質問等について
- 2 学校給食における飲用牛乳の減額制度の申請について
- 3 専決による江南市教育委員会の後援名義使用承認について
- 4 市教育委員会事務局各課行事予定について

○教育長 以上で、当局より提出されました案件等はすべて終了しました。これをもちまして、教育委員会 7 月定例会を閉会いたします。

午前 10 時 10 分 閉 会